

特定福祉用具購入費支給に関する Q&A

福岡市福祉局

令和6年4月

目次

1 支給申請手続に関すること

(1) 手続全般

- 【問 1】 福祉用具購入の対象となる品目を教えてください。
- 【問 2】 申請の手順を教えてください。
- 【問 3】 いくらまで支給されますか。
- 【問 4】 指定を受けた特定（介護予防）福祉用具販売事業者とは、どこで確認できますか。
- 【問 5】 年間で一人一回しか利用できないのですか。
- 【問 6】 同じ種目の再購入は可能ですか。
- 【問 7】 申請年度がわかりません。
- 【問 8】 福祉用具購入費の支給には「償還払い」と「受領委任払い」があるようですが、その違いを教えてください。
- 【問 9】 現在入院（入所）中で、もうすぐ退院（退所）する予定ですが、自宅に戻る前に購入する場合は支給対象となりますか。
- 【問 10】 要介護（要支援）認定の申請中に購入した場合は支給対象となりますか。
- 【問 11】 福祉用具購入後に容態の急変などにより入院（入所）し、退院（退所）の見通しがつかない場合（死亡の場合を含む）は支給対象となりますか。
- 【問 12】 福祉用具購入後、代金を支払うまでの間に本人が死亡した場合は支給対象となりますか。
- 【問 13】 家族の住宅に一時的に身を寄せていて福祉用具を購入したい場合、支給対象となりますか。
- 【問 14】 部品購入費は支給対象となりますか。
- 【問 15】 福祉用具を購入した場合の取り付け費用、配送費用などは支給対象となりますか。

(2) 申請添付書類

- 【問 16】 申請に必要な書類を教えてください。
- 【問 17】 申請に添付する領収書は写してもよいですか。
- 【問 18】 商品引渡し日と領収日が異なりますが、申請書の購入日はどちらを記載すればよいですか。
- 【問 19】 実際に代金を支払うのは家族であるため、領収書の宛名は対象者本人ではなくその家族でもよいですか。

2 対象品目に関すること

(1) 腰掛便座

- 【問 20】 壁掛けリモコンで操作できるウォッシュレット付補高便座は支給対象となりますか。
- 【問 21】 手すりがセットとなっている商品は支給対象となりますか。
- 【問 22】 日中は補高便座を使って既存のトイレを、夜間はポータブルトイレを使用したい。同一種目ですが支給対象となりますか。

(2) 入浴補助用具

- 【問 23】 浴室内すのこについて、浴槽をまたぎやすくするため、浴室全体に敷き詰めずに浴槽の周りに一枚だけ敷きたい場合は、支給対象となりますか。
- 【問 24】 脱衣所と浴室の扉、扉と浴室内にそれぞれ段差があるため解消したい。住宅改修と福祉用具どちらを利用すればよいですか。

3 お問い合わせ先

1 支給申請手続に関すること

(1) 手続全般

【問1】福祉用具購入の対象となる品目を教えてください。

福祉用具購入は、介護保険の対象と認められた下記の種目に限ります。

- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・排泄予測支援機器

以下の福祉用具については、貸与（レンタル）と購入の選択ができます。

- ・スロープ
- ・歩行器（歩行車を除く）
- ・歩行補助つえ（松葉つえを除く）

※判断がつかない場合は、お住いの区の区役所福祉・介護保険課までご確認ください。

【問2】申請の手順を教えてください。

1. 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）などに必要な福祉用具について相談します。
2. 指定を受けた特定（介護予防）福祉用具販売事業者からサービスの提供（相談・特定福祉用具の選定・販売計画の同意及び受理・調整・使用方法の指導・購入など）を受けます。
3. お住いの区の区役所福祉・介護保険課に、必要な書類を添付して、申請書を提出します。
4. 申請内容を審査し、福祉用具購入費支給額を決定します。支給額決定後、本人に通知します。

【問3】いくらまで支給されますか。

年間（4月～翌年3月）で、支給限度基準額を 10 万円として、9割～7割が支給されます（支給額は負担割合によります）。

【問4】指定を受けた特定（介護予防）福祉用具販売事業者とは、どこで確認できますか。

介護サービス情報検索システムで確認できます。

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

【問5】 年間で一人一回しか利用できないのですか。

10万円までなら、何度にも分けて利用できます。

なお、購入予定の商品が以前に介護保険を利用して購入したものと同種目である場合は、支給できないこともあります。(問6参照)

【問6】 同じ種目の再購入は可能ですか。

破損や身体状況が著しく悪化した場合などで、必要と認められる場合に限り可能です。事前にお住いの区の区役所福祉・介護保険課までご確認ください。

【問7】 申請年度がわかりません。

申請は、購入日(代金を完済した日)の属する年度で申請してください。

なお、購入日の翌日から2年以内であれば、前年度以前に購入したのも申請できます。

【問8】 福祉用具購入費の支給には「償還払い」と「受領委任払い」があるようですが、その違いを教えてください。

償還払いの場合、利用者が特定福祉用具購入費用の全額をいったん事業者に支払い、費用の9割～7割が後から利用者に支払われます。

受領委任払いの場合、利用者は費用の1割～3割を事業者支払い、費用の9割～7割は事業者が支払われます。受領委任払いを利用できるのは、福岡県または福岡市・北九州市・久留米市のいずれかから指定を受けた特定(介護予防)福祉用具販売事業者のみです。

どちらの方法で申請するかは自由ですが、受領委任払いを利用する場合、利用者はあらかじめ事業者から承諾を得る必要があります。

なお、受領委任払いの利用にあたり、あらかじめ市や区へ手続きする必要はありません。

《計算例》

・福祉用具の購入費用が3万円

・利用者の負担割合が1割

●福祉用具購入費の支給額:3万円×9割=2万7千円

※1円未満は切り捨てです。

●利用者の支払額(領収書の金額)

償還払いの場合:3万円(後日2万7千円が支払われます)

受領委任払いの場合:3万円-2万7千円=3千円

【問9】 現在入院(入所)中で、もうすぐ退院(退所)する予定ですが、自宅に戻る前に購入する場合は支給対象となりますか。

原則、入院(入所)中の場合は支給対象となりませんが、対象者の在宅復帰のために欠か

せない事前準備として、退院（退所）にあわせて購入しておくことが必要かつ適切と判断される場合は支給対象となります。事前にお住いの区の区役所福祉・介護保険課までご確認ください。

ただし、退院（退所）ができなくなった場合（死亡の場合を含む）は、支給することができません。また、一時帰宅は退院（退所）とは見なしません。

なお、支給申請は退院（退所）後に行ってください。

【問10】 要介護（要支援）認定の申請中に購入した場合は支給対象となりますか。

要介護（要支援）認定の結果がわからない時点であっても、必要かつ適正であると判断できる場合は支給対象となります。ただし、要介護（要支援）認定の申請日より前に購入していた場合や、認定結果が非該当であった（要介護・要支援のいずれにも該当しない）場合など、購入日が認定の有効期間内でない場合は、支給対象なりません。

なお、支給申請は認定の有効期間内であることが明らかとなってから行ってください。

【問11】 福祉用具購入後に容態の急変などにより入院（入所）し、退院（退所）の見通しがつかない場合（死亡の場合を含む）は支給対象となりますか。

入院（入所）するまでに購入したものは支給対象となります。

【問12】 福祉用具購入後、代金を支払うまでの間に本人が死亡した場合は支給対象となりますか。

購入した福祉用具を使用していれば支給対象となります。

なお、領収書の宛名は本人ではなく代表相続人となります。（問19参照）

【問13】 家族の住宅に一時的に身を寄せていて福祉用具を購入したい場合、支給対象となりますか。

必要性が確認できれば、住所地以外での使用も支給対象となる場合があります。事前にお住いの区の区役所福祉・介護保険課までご確認ください。

【問14】 部品購入費は支給対象となりますか。

製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、必要性が確認できれば、支給対象となる場合があります。事前にお住いの区の区役所福祉・介護保険課までご確認ください。

【問15】 福祉用具を購入した場合の取り付け費用、配送費用などは支給対象となりますか。

支給対象とはなりません。

(2) 申請添付書類

【問16】 申請に必要な書類を教えてください。

申請書、領収書、パンフレット、振込口座が確認できるもの（受領委任払いまたは公金受取口座への償還払いを利用する場合は不要）、同意書（本人または同一世帯員が提出する場合は不要）が必要です。

※特注品（浴室内すのこなど）の場合は、上記に加えて見積書、設計図、設置後の写真が必要です。

※排泄予測支援機器の場合は、上記に加えて、排泄予測支援機器確認調書、医学的な所見の確認書面（主治医意見書など）が必要です。

※申請書などは、福岡市のホームページからダウンロードできます。

【問17】 申請に添付する領収書は写しでもよいですか。

領収書は原本の提示が必要です。申請済みの日付印を押印し、領収書の写しをとったあと、原本は返却します。

【問18】 商品引渡し日と領収日が異なりますが、申請書の購入日はどちらを記載すればよいですか。

領収日の日付を記載してください。

【問19】 実際に代金を支払うのは家族であるため、領収書の宛名は対象者本人ではなくその家族でもよいですか。

領収書の宛名は対象者本人としてください。ただし、購入後、代金を支払うまでの間に本人が死亡したため代表相続人が代金を支払った場合は、代表相続人を宛名としてください。その場合、福祉用具購入費の支給申請は代表相続人からの申請となりますので、事前にお住いの区の区役所福祉・介護保険課へご確認ください。

2 対象品目に関すること

(1) 腰掛便座

【問20】壁掛けリモコンで操作できるウォシュレット付補高便座は支給対象となりますか。

補高を目的としていれば支給対象です。ただし、リモコンのみの追加購入や、洗浄機能などの付加機能のみを目的とした買い替えは支給対象とはなりません。

【問21】手すりがセットとなっている商品は支給対象となりますか。

腰掛便座(購入対象種目)と手すり(レンタル対象種目)といった2つ以上の機能を有する福祉用具において、その機能の部分を区分できない場合は製品全体を購入の支給対象として扱います。区分できる場合(オプションとして別売りになっている場合など)は、手すり部分はレンタルでの支給対象となるかを検討するため、事前にお住いの区の区役所福祉・介護保険課へご相談ください。

【問22】日中は補高便座を使って既存のトイレを、夜間はポータブルトイレを使用したい。同一種目ですが支給対象となりますか。

用途が異なるため支給対象です。申請書にそれぞれが必要な理由を記載してください。

(2) 入浴補助用具

【問23】浴室内すのこについて、浴槽をまたぎやすくするため、浴室全体に敷き詰めずに浴槽の周りに一枚だけ敷きたい場合は、支給対象となりますか。

浴室の床と浴槽の段差を解消できるのであれば、支給対象です。

【問24】脱衣所と浴室の扉、扉と浴室内にそれぞれ段差があるため解消したい。住宅改修と福祉用具どちらを利用すればよいですか。

福祉用具購入の対象となっている「浴室内すのこ」は、浴室内に置くものに限ります。脱衣所の段差解消は住宅改修として申請を行ってください。ただし、浴室内すのこも固定工事を行った場合は、住宅改修となります。

3 お問い合わせ先

お問い合わせは、お住まいの区の福祉・介護保険課まで

区	電話、FAX 番号	所在地、メールアドレス
東 区	TEL:645-1069	東区箱崎 2-54-1
	FAX:631-2191	fukushi.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
博 多 区	TEL:419-1081	博多区博多駅前 2-8-1
	FAX:441-1455	fukushi.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
中 央 区	TEL:718-1102	中央区大名 2-5-31
	FAX:771-4955	fukushi.CWO@city.fukuoka.lg.jp
南 区	TEL:559-5125	南区塩原 3-25-3
	FAX:512-8811	fukushi.MWO@city.fukuoka.lg.jp
城 南 区	TEL:833-4105	城南区鳥飼 6-1-1
	FAX:822-2133	fukushi.JWO@city.fukuoka.lg.jp
早 良 区	TEL:833-4355	早良区百道 2-1-1
	FAX:846-8428	fukushi.SWO@city.fukuoka.lg.jp
西 区	TEL:895-7066	西区内浜 1-4-1
	FAX:881-5874	fukushi.NWO@city.fukuoka.lg.jp

～適切な福祉用具をお使いいただくために～

ご利用者本人の状況にあった福祉用具を適切に選定するため、購入にあたっては、指定販売業者の専門相談員が作成する「特定福祉用具販売計画」に基づいて購入いただくこととなっています。また、在宅で介護サービスを利用している方は、「居宅サービス計画(ケアプラン)」に沿った「特定福祉用具販売計画」の作成が必要です。

購入する前に、必ず担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)や福祉用具専門相談員などに相談しましょう。